

第2回消費者教育推進部会

京都市消費生活総合センター



クーリング・オフマン

京都市消費者教育推進計画（仮称）の策定に当たって

目 次

<u>1 京都市消費者教育推進計画（仮称）の位置付け</u>	… 3
<u>2 現状における消費者教育の取組について</u>	… 7
<u>3 年齢階層別にみた取組状況（基本計画の推進状況から）</u>	… 8
<u>4 消費者教育の推進の基本的な方向性について</u>	… 27
<u>5 消費者教育の推進の内容</u>	… 28
<u>6 今後取り組んでいくべき具体的な内容</u>	… 29
<u>7 次回の消費者教育推進部会の審議内容について</u>	… 30

1 京都市消費者教育推進計画 (仮称) の位置付け

(1) 消費者教育推進法に定められた「市町村消費者教育推進計画」

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」と

「京都府消費者教育推進計画」(平成26年3月策定)を踏まえる

(2) 消費生活基本計画(平成23年3月策定)の行動計画(下位計画)

京都市消費生活基本計画では、消費者教育推進法の基本理念に通じる考え方も既に盛り込まれている。



幼児期から高齢期までの各段階に応じて必要とされる教育内容を定め、それを実施するための仕組みをより明確化するなど、消費者教育を実践的に進める軸となる計画の策定を目指す。

消費者教育推進法の基本理念

- ・消費生活に関する知識を習得し、行動に結びつける実践的能力の育成
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援

○体系的推進

幼児期から高齢期までの段階特性に配慮

○効果的推進

- ・場（学校、地域、家庭、職域）の特性に配慮
- ・多様な主体間の連携
- ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携

京都市消費生活基本計画

【基本方針3 消費者の自立支援】（抜粋）

施策目標5 消費者力の向上

自立して、合理的に行動する「くらし上手」な消費者として、それぞれのライフステージに応じた学習の機会を提供します。

小・中学生については、適切な金銭感覚をはじめ、消費生活の基本となる知識や生活力を身に着けていくことができるよう、消費生活について学ぶ環境の充実に努めます。

その他の年代の消費者については、消費者被害の防止に必要な知識の習得を中心とした学習機会の提供に努めます。

あわせて、消費者が、消費生活全般において必要な情報を容易に入手でき、また、関心のある分野から消費生活について自ら進んで学習できる環境づくりを進めます。

* 消費者力

財団法人日本消費者協会が、消費生活について正しい知識を持ち、生活上手になるために必要な能力を「消費者力」と表現し、消費者力検定を実施しています。本市では、平成20年度から、その受験テキストを用いた講座を開催しています。

施策の方向(8) 消費者の生活力向上のための学習機会の提供

消費者が、直面する悪質商法や契約上のトラブルに対して適切に対応できるよう、ライフステージに応じた情報や学習機会の提供に努めます。

また、次世代を担う消費者を育成するため、学校等の教育機関と連携し、消費者教育の強化を図ります。

【基本方針4 京都から始める未来へつなぐ消費生活】（抜粋）

施策目標6 新たな消費生活モデルの形成～京都固有の生活文化の継承と発展～

豊かな消費生活を次世代に継承し、持続可能な消費生活社会の実現に向けて、消費者が、食の安全や環境に配慮し、始末の文化をはじめとする京都固有の優れた生活文化を継承、発展させる取組を積極的に行う環境を整備します。

また、消費者と事業者が、同じ消費生活社会の一員として、互いに尊重し、人と人との関係を大切にする、一人ではない安心感のある消費生活社会を実現するため、共に行動する基盤づくりに取り組むとともに、新たな消費生活社会のモデルを京都から発信していく機運の醸成に努めます。

施策の方向(10) 環境との調和を目指す消費者の育成

消費者一人ひとりが、地球温暖化による気候変動、食料や水の問題等、地球規模で生じている事態を直視するなど、地球環境や世界とのつながりを意識し、次世代の消費生活を見据え、食の安全や環境に配慮した行動を積極的に採り入れていくよう、学習機会の提供や環境に配慮した取組を推進します。

施策の方向(11) 消費者、事業者が共に行動する基盤づくり

消費生活社会に消費者が主体的に関与していくことができるよう、消費者の意見を反映させる機会の確保に努めるとともに、有益な取組を自ら実践する消費者の育成を図ります。

また、消費者団体や事業者団体と連携を図りながら、共に行動する基盤づくりに努めます。

2 京都市における消費者教育に係る取組の現状について

○消費生活基本計画における「消費者教育」について

上位計画となる基本計画では、「基本方針3 消費者の自立支援」及び「4 京都から始める未来へつなぐ消費生活」が「消費者教育」に関する取組とおおむね位置付けられる。

基本方針1 消費生活の安心・安全

施策目標1 安全な消費生活環境の確保

方向：安全な商品等の確保

施策目標2 商品等を適切に選択できる環境の整備

方向：商品等に関する情報の適正化

商品等の安定的な供給の確保

基本方針2 消費者被害の救済及び防止

施策目標3 消費者被害の救済

方向：被害の救済のための機能強化

各種相談事業の実施及び連携の強化

施策目標4 消費者被害の防止

方向：消費者被害の防止

基本方針3 消費者の自立支援

施策目標5 消費者力の向上

方向：消費者の生活力向上のための学習機会の提供

情報提供の推進及び学習活動への支援

基本方針4 京都から始める未来へつなぐ消費生活

施策目標6 新たな消費生活モデルの形成～京都固有の生活文化の継承 と発展

方向：環境との調和を目指す消費者の育成、

消費者、事業者が共に行動する基盤づくり

3 年齢階層別にみた取組状況（基本計画の25年度推進状況から）

消費生活基本計画

【基本方針3 消費者の自立支援】

施策目標5 消費者力の向上

自立して、合理的に行動する「くらし上手」な消費者として、それぞれのライフステージに応じた学習の機会を提供します。

推進施策

- ⑯ 児童、生徒等への消費者教育の推進
- ⑰ 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
- ⑱ 様々な媒体を用いた情報の発信
- ⑲ 拠点施設等における学習活動への支援

が該当し、本年6月に審議会に報告した事業を、国のイメージマップの年齢階層ごとに分類。



京都市では、消費生活相談をはじめとして、食の安全や食育、ごみ減量その他の環境保全、伝統産業の振興や食文化・生活文化の伝承など複数部局で多岐にわたって消費生活に関する取組が行われている。

現段階で京都市において狭義の「消費者教育」に関する取組
といえるものを改めて確認する。

【幼児期】

この階層を対象として把握できている取組は多くない。

消費生活総合センターが、特に幼児期を対象とした取組としては、教育委員会や保健福祉局と連携して作成し、本年6月に市内の全幼稚園・保育所（園）に配布した消費者教育教材の大型絵本「おかいものにいこう！」が挙げられる。

なお、この教材は、先生から年長児の子どもに読み聞かせていただき、物やお金を大切にするなど、幼児の頃から消費者力を身に付けてもらうために作成したものであり、家庭用ワークブックもあわせて作成している。

主な消費者教育に関する取組

<推進施策⑯>

○教職員の資質・指導力向上に向けた研修事業【教育委員会】

<推進施策⑰>

○区民ふれあいまつり等への啓発ブース出展【文化市民局】

○コンシューマーフェスティバルの開催【文化市民局】

○年長児（幼稚園児・保育園児）向け消費者教育教材の開発・作成

<推進施策⑱>

○消費生活に関する図書、視聴覚教材の貸出し【文化市民局】

【小学生期】

社会科・家庭科授業での教育をはじめ、教育委員会事務局京都まなびの街生き方探究館におけるスチューデントシティにおける体験学習など多くの取組が挙げられる。

消費生活総合センターにおいても、教育委員会と連携し、平成12年度から実施している消費者標語募集事業「くらしの達人」には毎年小学校を通じて、多くの応募をいただいている。

主な消費者教育に関する取組

<推進施策⑰>

- くらしの達人事業（消費者標語の募集）【文化市民局】
- 計量の図画作文展【産業観光局】
- 夏休み親子計量教室（小学4～6年生）【産業観光局】
- 子ども向けすまいスクール【都市計画局】
- 子供向けホームページ「ようこそ！京都市上下水道局キッズページへ」【上下水道局】
- 小学生向け上下水道広報用資料（DVD、ビデオ）貸出【上下水道局】
- 小学生向け上下水道事業啓発用クリアホルダーの配布【上下水道局】
- 浄水場の施設見学の受入【上下水道局】

- 社会科・家庭科等を通じた教科指導【教育委員会】
 - 小学校における環境教育【教育委員会】
 - 教職員の資質・指導力向上に向けた研修事業【教育委員会】
 - スチューデントシティにおける体験学習【教育委員会】
- <推進施策⑯>
- 消費生活専門相談員による出前講座【文化市民局】（小学5～6年）
- <推進施策⑰>
- 消費生活学習すごろくのインターネット配信【文化市民局】
 - 区民ふれあいまつり等への啓発ブースの出展【文化市民局】
 - コンシューマフェスティバルの開催【文化市民局】
 - 京都市PTAしんぶんへの広告掲載【文化市民局】
- <推進施策⑱>
- 消費生活に関する図書、視聴覚教材の貸出し【文化市民局】

【中学生期】

社会科・家庭科授業における教育、京都まなびの街生き方探究館におけるファイナンスパークにおける体験学習、消費生活総合センターにおける市内新1年生全員を対象にした消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ！？」の配布などがある。

また、小学生と同様に消費者標語募集事業「くらしの達人」には毎年中学校を通じて、多くの応募をいただいている。

主な消費者教育に関する取組

<推進施策⑯>

- くらしの達人事業【文化市民局】
- 中学生向け消費者教育冊子の発行・新入生への配布【文化市民局】
- 計量の図画作文展【産業観光局】
- 社会科・家庭科等を通じた教科指導【教育委員会】
- 金銭金融教育研究校による研究実施【教育委員会】
- 中学校における環境教育【教育委員会】
- 教職員の資質・指導力向上に向けた研修事業【教育委員会】
- ファイナンスパークにおける体験学習【教育委員会】

<推進施策⑰>

- 消費生活専門相談員による出前講座【文化市民局】

<推進施策⑱>

- 消費生活学習すごろくのインターネット配信【文化市民局】
- 区民ふれあいまつり等への啓発ブースの出展【文化諮詢局】
- コンシューマーフェスティバルの開催【文化市民局】

<推進施策⑲>

- 消費生活に関する図書、視聴覚教材の貸出し【文化市民局】

【高校生期】

高等学校に（のみ）直接働き掛ける取組は分布状況からは見えないが、消費生活総合センターでは、PTAしんぶんなどを通じて出前講座の実施を働き掛けるなどの取組を行っている。

この年代以降は、社会的な責任について理解し、主体的な判断も一定程度できるようになると考えられることから、市民全般に対して幅広く行っている取組によりカバーできている側面もあると考えられる。

主な消費者教育に関する取組

<推進施策⑯>

- 教職員の資質・指導力向上に向けた研修事業【教育委員会】

<推進施策⑰>

- 消費生活専門相談員による出前講座【文化市民局】

<推進施策⑱>

- 区民ふれあいまつり等への啓発ブース出展【文化市民局】

- コンシューマーフェスティバルの開催【文化市民局】

<推進施策⑲>

- 消費生活に関する図書、視聴覚教材の貸出し【文化市民局】

【特に若者（成人期）】

この時期についても市民全般に対して幅広く行っている取組により一定カバーできているものと考えられるが、京都市は、人口の約1割を大学生が占める大学のまちでもあることから、大学における消費者教育の取組も重要である。

消費生活総合センターにおいては、同志社大学と大学コンソーシアム京都との協働により、大学生が消費者問題についての関心を深めるための講座の開設や、マルチ商法による被害を未然に防止するための出前講座の実施を大学と連携して行っている。

また、マルチ商法など大学生が当事者となる事案も多いことから、京都府と大学と連携して出前講座などによる啓発も積極的に行っている。

主な消費者教育に関する取組

<推進施策⑯>

- 京（みやこ）カレッジ【総合企画局】
- 消費生活専門相談員による出前講座【文化市民局】
- 消費者力パワーアップセミナーの開催【文化市民局】
- 大学における消費者講座の開講【文化市民局】

<推進施策⑰>

- 大学コンソーシアム京都及び各大学への消費生活情報の提供【文化市民局】
- 区民ふれあいまつり等への啓発ブース出展【文化市民局】
- コンシューマーフェスティバルの開催【文化市民局】

<推進施策⑱>

- 消費生活に関する図書、視聴覚教材の貸出し【文化市民局】

【成人一般（成人期）】

環境政策局における持続可能な社会に向けた取組、保健福祉局による食の安心・安全の講座や各種イベントなど、また、消費生活総合センターにおいては、区民まつりでの消費者啓発ブースの設置をはじめ、各種イベント・講座の開催、ホームページや冊子等による消費生活情報の提供など多様な取組が行われている。

主な消費者教育に関する取組

<推進施策⑯>

- 京（みやこ）カレッジ【総合企画局】
- 消費生活専門相談員による出前講座【文化市民局】
- 「落語で学ぶ消費者問題」の開催【文化市民局】
- 消費者力パワーアップセミナーの開催【文化市民局】
- 消費者団体との共催による「動く消費者講座」の実施【文化市民局】
- 分譲マンション管理セミナーの開催【都市計画局】
- すまいスクールの開催【都市計画局】（以上推進施策⑯）

<推進施策⑰>

- 「京都GPN-news」等環境に関する冊子等の発行【環境政策局】
- 総合環境情報誌の作成【環境政策局】
- 市民しんぶんによる情報提供及び啓発記事の掲載【総合企画局、各区役所】
- 消費生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧【文化市民局】

- 京（みやこ）・暮らしの安心安全情報の発行【文化市民局】
 - 市民しんぶん挟み込み広告の全戸配布【文化市民局】
 - 消費生活冊子「いっせいのおで」の配布【文化市民局】
 - 情報メール便の配信【文化市民局】
 - 区民ふれあいまつり等への啓発ブース出展【文化市民局】
 - コンシューマーフェスティバルの開催【文化市民局】
 - 京都市PTAしんぶんへの広告掲載【文化市民局】
 - 保健センターニュースの発行【保健福祉局】
 - 「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」の配布【保健福祉局】
 - インターネットや携帯電話による生涯学習情報の提供【教育委員会】
- <推進施策②>
- 市民活動総合センターにおけるNPO、市民活動団体等への総合的な支援の実施【文化市民局】
 - 消費生活に関する図書、視聴覚教材の貸出し【文化市民局】

【特に高齢期（成人期）】

消費生活総合センターにおける「くらしのみはりたい」，保健福祉局による「一人暮らしお年寄りサポーター」，「認知症あんしんサポーター」などの高齢者の見守りのための取組があるとともに，地域や包括支援センター，社会福祉協議会等とも連携して高齢者の消費者被害防止のための啓発を積極的に行っている。

消費生活総合センターによる出前講座は，この年代の方を対象とした依頼が最も多い。悪質商法の手口とその対処法をお伝えし，高齢者の消費者被害を未然に防止するためにあらゆる機会を捉えて積極的な広報により受講を呼び掛けている。

主な消費者教育に関する取組

<推進施策⑯>

- 消費生活専門相談員による出前講座【文化市民局】
- 「落語で学ぶ消費者問題」の開催【文化市民局】
- 消費者力パワーアップセミナーの開催【文化市民局】
- 消費者団体との共催による「動く消費者講座」の実施【文化市民局】

<推進施策⑰>

- 市民しんぶんによる情報提供及び啓発記事の掲載【総合企画局，各区役所】

- 消費生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧【文化市民局】
 - 京（みやこ）・くらしの安心安全情報の発行【文化市民局】
 - 市民しんぶん挟み込み広告の全戸配布【文化市民局】
 - 消費生活冊子「いっせいのぉで」の配布【文化市民局】
 - 情報メール便の配信【文化市民局】
 - 区民ふれあいまつり等への啓発ブース出展【文化市民局】
 - コンシューマーフェスティバルの開催【文化市民局】
 - インターネットや携帯電話による生涯学習情報の提供【教育委員会】
- <推進施策⑩>
- 市民活動総合センターにおけるN P O, 市民活動団体等への総合的な支援の実施【文化市民局】
 - 消費生活に関する図書, 視聴覚教材の貸出し【文化市民局】

出前講座



京・くらし
のサポート
ーによる寸
劇

高齢者に対しては、寸劇（右）も取り入れてより分かりやすく！



職員による大
学構内でのチ
ラシの配布

大学にも働き掛け、大学生に対する注意喚起のための講座を実施
(京都府と連携)



地域の担い手になる方に対して、高齢者を見守っていただくため学んでいただくための実践講座

地域の担い手になる方に対する講座

現状の出前講座では、「悪質商法の手口とその対処法」に関する内容が大半。講座内容の幅を広げる余地がある。

消費者力パワーアップセミナー



消費生活専門相談員による消費者トラブルに関する講座



消費生活総合センター長による京都市の消費生活相談状況の説明

消費者団体との連携による取組。
様々な講座内容を実施できる余地がある。

消費者啓発ポスター展



市民の方などから公募した作品を
5月の消費者月間に市役所正面玄
関にて掲示

作品募集事業については、応募する十分な動機づけも
必要

区民まつりでの啓発



らくさいさくら祭り（4月6日）



ふじまつり（4月26日）



ふじまつり（4月26日）



ふじまつり（4月27日）



つつじまつり（5月5日）



つつじまつり（5月6日）



東山区民ふれあいひろば
(5月25日)



北区民ふれあいまつり
(6月1日)



左京区民まつり（7月27日）

休日であるため、高齢者だけでなく幼児や小学生とその保護者に直接話ができる数少ない機会であるが、中学生～大学生は非常に少ない。

動く消費者講座



小学生とその保護者を対象に絞って実施（8月8日）
ガス科学館（大阪府高石市）

4 消費者教育の推進の基本的な方向性

国のイメージマップに基づく検証

○対象領域

- 1 消費者市民社会の構築
- 2 商品等の安全
- 3 生活の管理と契約
- 4 情報とメディア

○各段階

年齢階層：幼児期～成人期（高齢者も含む）

○消費者の特性・場（学校・家庭・地域）の特性への配慮

若年者の被害防止の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む。

○消費行動の社会経済への影響等、多角的視点での情報提供

5 消費者教育の推進の内容

以下の点も踏まえ、具体的な計画の内容を検討する。

1 様々な場での推進

- 学校（小・中・高校、大学・専門学校等）
- 地域社会（地域、家庭）
- 職域

2 人材（担い手）の育成・活用

- 小・中・高校・大学等の教職員
- 消費者団体、N P O、地域福祉関係者
- 事業者・事業者団体等
- 消費者

3 資源等

- 教材等の作成、活用
- 調査研究
- 情報収集・提供

6 今後取り組んでいくべき具体的な内容

○高齢者に対する取組の強化

平成25年度の本市消費生活相談件数 8,948件（対前年度比901件増）

うち、70歳代以上の高齢者の相談件数2,050件（全体の22.9%）

70歳代以上からの相談件数は過去5年間で一貫して増加している。

（平成21年度比1.7倍）

○大学生等に対する消費者啓発の充実

大学との連携

○デジタルコンテンツに関する被害防止対策

ワンクリック請求、オンラインゲーム、ネット通販などのトラブルの増加

○製品安全に関する取組

リコール情報等の積極的な発信

○防災・災害時の対応

○京の伝統的食文化の普及啓発

○消費生活総合センターの拠点化（消費者教育・人材育成の場として）

○地域における様々な主体とのネットワークの構築

など

7 次回の消費者教育推進部会の審議内容について

- 庁内関係機関（消費者教育推進委員会）における検討内容の報告
- 消費者教育推進計画（素案）の検討

計画（素案）の構成案について

- 計画の基本的な考え方（対象期間、基本理念）
- 消費者教育を取り巻く現状と課題
- 消費者教育の推進の基本的な方向
- 消費者教育の内容に関する事項
 - ・様々な場（学校、地域社会、職域）
 - ・消費者教育の担い手について
 - ・消費者教育の資源（教材、情報収集・提供等）
- 関連する他の消費者施策との連携
- 推進体制等について

本日の議論を踏まえて、次回は計画（素案）の検討をお願いいたします。